

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		財産処分の方法の認可（一の市町村の区域をその地区とする商工会に係るものに限る。）
根拠法令及び条項		商工会法第54条第4項（第24条の準用）
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
審 査 基 準	関係条項	商工会法第24条
	基準 （未設定の場合はその理由）	<p>法第54条第4項において準用する法第24条の規定による。</p> <p>（認可又は不認可の通知） 第24条 経済産業大臣は、前条第1項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	14日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）